

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：商務・サービスグループ生物化学産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		ポリエチレン（PE）のうちバイオマスを原料として製造されたもの（以下「バイオポリエチレン」という。）								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和3年3月31日に適用期限が到来するバイオポリエチレンについて、関税無税化を延長。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
3901.10	021	比重が0.94未満のポリエチレン 1塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの － 直鎖状低密度ポリエチレン －－ バイオポリエチレン	22.4 円/kg	無税		22.4 円/kg	無税		6.5%	
		－ その他のもの －－ バイオポリエチレン								
	061	2 その他のもの － バイオポリエチレン	4.1%	無税		4.1%	無税		2.8%	
3901.20	011	比重が0.94以上のポリエチレン － 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの －－ バイオポリエチレン	22.4 円/kg	無税		22.4 円/kg	無税		6.5%	
	091	－ その他のもの －－ バイオポリエチレン								

3901.40	比重が 0.94 未満のエチレン- アルファ-オレフィン共重合体  ー 塊（不規則な形のものに限 る。）、粉（モールディングパウ ダーを含む。）、粒、フレークそ の他これらに類する形状のもの 011 ー バイオポリエチレン  091 ー その他のもの ー バイオポリエチレン	4.1%			4.1%			2.8%	
3901.90	その他のもの  ー 塊（不規則な形のものに限 る。）、粉（モールディングパウ ダーを含む。）、粒、フレークそ の他これらに類する形状のもの 011 ー バイオポリエチレン  ー その他のもの 091 ー バイオポリエチレン	4.1%			4.1%			2.8%	

改正要望内容の 施行期日及び適用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況	<p>① 現状</p> <p>○我が国では、平成30年度に約1,067万トンものプラスチックを使用しており、その内、汎用プラスチック（ポリエチレン・ポリプロピレン・ポリスチレン・塩化ビニルの4種類）が全体の約72.7%を占めている。さらにポリエチレンが最も多く約247万トンと全体の約23.1%を占めており、レジ袋・ゴミ袋等の生活資材に多く使用されている。</p> <p>○地球温暖化の進行に伴い、CO2排出量の削減策が求められる中、我が国としては、地球温暖化対策推進本部で決定した令和12年度の温室効果ガス削減目標「約束草案」（平成27年7月）、及びCOP21におけるパリ協定の採択（平成27年12月）を受けて「地球温暖化対策計画」を策定し、平成28年5月13日に閣議決定した。ここで、我が国は令和12年度のCO2排出量を平成25年度比で約26%（3.4億トン）削減する方針を示した。さらに、本計画及び第四次循環型形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）において、その3.4億トンの内の約200万トンのCO2排出量を廃棄物関連で削減し、その具体的施策とし</p>

	<p>て、バイオマスを原料として製造されたプラスチック（以下「バイオマスプラスチック」という。）を同量程度導入する事を目標として掲げ、バイオマスプラスチックの普及を促進しているところ。</p> <p>○また、日本政府が令和元年5月31日に公表した「プラスチック資源循環戦略」では、令和12年度までに約200万トンのバイオマスプラスチックの導入目標を設定した。加えて、平成31年4月1日に改正された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、庁舎等で営業を行う小売店舗に対し、プラスチック製の買い物袋を提供する場合はバイオマスプラスチックが10%以上使用されていることを義務づけている。更に、令和元年12月27日に改正された容器包装リサイクル法関係省令においては、小売店におけるプラスチック製買い物袋の有料化が定められているが、バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買い物袋は有料化の対象外としている。</p> <p>○現在、汎用プラスチックの内、バイオ化が実現されているバイオポリエチレンは、原材料（サトウキビ）であるバイオエタノールの確保が可能なブラジルでのみ商業ベースで製造されている。バイオポリエチレンの生産及び処分によるCO2排出量は、石油由来のポリエチレンのそのCO2排出量よりも約70%少ない（バイオポリエチレン1トンにつきCO2排出量が3.31トン削減される）ため、CO2排出量削減に有効な手段として、世界で広く使用されている。</p> <p>○そのため、今後も更に幅広い業界や用途にバイオマスプラスチックが普及すると考えられる。</p> <p><b>② 問題点</b></p> <p>○我が国は、代表的なバイオマスプラスチックであるバイオポリエチレンの原材料（サトウキビ・トウモロコシ等）となるバイオエタノールの多量かつ安定的な確保が困難であり、バイオエタノールからバイオポリエチレンを製造するための設備投資やその工程のコストが高い為、我が国におけるその商業生産は未だ無く、現状はブラジルからの輸入に頼っている。</p> <p>○バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来のポリエチレンの輸入価格より約1.8から2.0倍程度高く、これは業界関係者、特にプラスチック加工業者の負担となり、バイオポリエチレンの普及の障壁となっている。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>○先述の通り令和12年度までに約200万トンのバイオマスプラスチックの導入を目標としているが、令和元年の我が国におけるバイオマスプラスチックの使用量は僅か約4万トン（日本バイオプラスチック協会推定）と限定的である。その為、同目標の達成には我が国のプラスチック使用量の大部分を占める汎用プラスチックのバイオ化を促進する必要がある。またその内、現時点でバイオ化が実現されているのは、ブラジルで製造されているバイオポリエチレンだけである。</p> <p>○バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来のプラスチックの輸入価格より約1.8から2.0倍程度高く、普及の障壁となっている。更に、かつてはブラジ</p>

	<p>ルから輸入されるバイオポリエチレンには特惠税率が適用されていたが、平成31年4月1日にブラジルが特惠関税適用国から卒業した為、昨年の要望により、令和元年度は関税暫定無税化の措置を講じている。</p> <p>○もし、本措置を延長しない場合は、MFN 税率が適用されることになるため、バイオポリエチレンの輸入価格は更に高くなり、その導入が阻害されるとともに消費者の購入が進まない事が想定される。</p> <p>○なお、現在、バイオマスプラスチックの国内生産を実現するために必要な技術について開発が進んできているところであり、経済産業省の「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発事業」など、それら技術開発に寄与する施策も講じてきているところ。今後、バイオポリエチレンについても国産化の可能性があり、MFN 関税を適用することも選択肢となるため、本要望も暫定的に1年間無税化することが適切と考えている。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>○令和12年度までに約200万トンのバイオマスプラスチックの導入を着実に達成する。</p>
改正の効果と妥当性	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>○削減した関税分のコストが最終製品の価格に約9%影響することが予測される。関税無税化により価格に関する参入障壁が低くなることで、最終製品の製造数が約1割程度上昇することが見込まれる（日本バイオプラスチック協会推定）。</p> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>○令和2年5月現在、国内においてバイオポリエチレンは製造されていない為、現行の暫定税率（無税）を継続することで生じる問題は無いと考える。</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>○上記①及び②を考慮すると、令和12年度までに約200万トンのバイオマスプラスチックを導入するという日本政府の目標達成に向けて、現時点でバイオ化が実現されているバイオポリエチレンを引き続き普及促進していくためにも、バイオポリエチレンの暫定無税化を継続する必要がある。</p>
政策評価・関連措置	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>○経済産業省の令和元年度政策評価「6-4 環境」において、パリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標の達成及び循環型社会の形成に向けた取組について、一層の推進を図る必要があるとしている。</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>○バイオポリエチレンの生産及び処分によるCO2排出量は、石油由来のポリエチレンのそのCO2排出量よりも約70%少ない（バイオポリエチレン1トンにつき</p>

	<p>C02 排出量が 3.31 トン削減される) ため、バイオポリエチレンの普及促進は C02 排出量削減に寄与できる。</p> <p>○したがって、政策目標を達成するためには、バイオポリエチレンの暫定無税化を継続することが効果的・効率的な手段であると考えられる。</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>○中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源戦略小委員会において令和元年 5 月 31 日にプラスチック資源循環戦略を策定。</p> <p>○それを受けて、令和元年度よりバイオマスプラスチックの導入に向けたロードマップの策定を検討中。</p> <p>○令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入を目標としているが、令和元年度の我が国におけるバイオマスプラスチックの使用量は僅か約 4 万トン (日本バイオプラスチック協会推定) と限定的である。その為、同目標の達成には、現時点でバイオ化が実現されているバイオポリエチレンの普及促進のため、バイオポリエチレンの関税率の暫定無税化が必要である。</p> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>○石油由来の代替となりうるバイオマスプラスチックの国内生産の実現に向けて、化学合成よりも低コストでかつより効率的に生産することのできる微生物によるものづくりのための技術開発基盤の構築を行う「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発事業」を経済産業省により平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で実施。今後は、カーボンリサイクル実現に向けてバイオ由来製品生産技術開発事業を実施する予定。</p> <p>○また、海洋汚染問題解決のため、バイオマスプラスチック含めたプラスチック全体のリサイクルを促進 (3R サイクルの高効率化等) する技術基盤の構築や海洋生分解性プラスチックの社会実装及び促進のための技術・新素材の開発や国際ルール確立等を行う「プラスチック有効利用高度化事業」を経済産業省により令和 2 年度から実施。</p>
--	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>○令和元年度から令和 2 年度まで 2 年間暫定的に無税化。</p>
<p>措置による効果</p>	<p><b>【定量面】</b></p> <p>○令和元年度のバイオポリエチレンの輸入量 (5.5 千トン) は対前年 (4.8 千トン) 比 115% と増加している。</p> <p><b>【定性面】</b></p> <p>○バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来ポリエチレンの輸入価格より約 1.8 から 2.0 倍程度高い為、この価格差がバイオポリエチレン普及の障壁となっている。</p> <p>○また、平成 31 年 4 月 1 日よりバイオポリエチレンの輸入元であるブラジルが特恵関税適用国から卒業することにより、MFN 関税が適用され、バイオポリエチレン</p>

	<p>チレンと石油由来のポリエチレンの価格差が更に広がり、バイオポリエチレンの普及速度が鈍化、もしくは減少することが懸念されていた。</p> <p>○しかし、令和元年より暫定無税化が適用されたことで、バイオポリエチレン価格の上昇が抑制され、なおかつ環境もテーマの一つとして取り扱う G20 大阪サミットなどが日本で開催されたことも踏まえ、環境対応の機運が高まっており、バイオポリエチレンの普及が加速していると考えられる。</p>
--	--